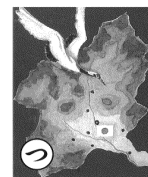




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年2月28日(水) 号外(第3号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第49号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年2月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (2) N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名4Cl-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (3) N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド(通称名Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF-F)及びその塩類
- (4) N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン(通称名4-MMA-NBOMe)及びその塩類
- (5) 1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン(通称名3C-P)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年3月1日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111